

(別紙3)

住宅ローン

3 大疾病保障特約付団体信用生命保険概要

○ 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険は、団体信用生命保険に 3 大疾病保障特約を付加し、お客さまが万一死亡または高度障害となった場合のほか、がん・急性心筋こうそく・脳卒中に罹患した場合に、借入金残高相当額の保険金が支払われる保険であり、保険金は債務の一括返済に充当されます。

項 目	内 容
1. 幹事保険会社	明治安田生命保険相互会社
2. 保 険 契 約 者	一般社団法人全国地方銀行協会
3. 被 保 険 者	3 大疾病保障特約付団体信用生命保険をセットするお客さま 加入時年齢が 20 歳以上 50 歳以下の方 (付保年齢は 75 歳以下)
4. 保 険 金 受 取 人	当行
5. 保 障 開 始 日	ご融資実行日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い日
6. 保 険 金 支 払 事 由	被保険者において責任開始日以降に次の保険事故が発生した場合 (1) 死亡した場合 (2) 保障開始日以後の傷害または疾病が原因で、次の高度障害状態になった場合 A. 両目の視力を全く永久に失ったもの B. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの C. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの D. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの E. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの F. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの G. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの H. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの (3) 次の 3 大疾病に罹患した場合 A. がん 保険期間中に所定の悪性新生物 (がん) に罹患したと医師によって病理組織学的所見により診断確定された場合 (ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除きます。) B. 急性心筋こうそく 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合、または所定の手術を受けた場合 (平成 27 年 10 月 1 日以降に受けた手術が対象) C. 脳卒中 保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合、または所定の手術を受けた場合 (平成 27 年 10 月 1 日以降に受けた手術が対象)
7. 保 険 金 額	支払事由発生時の住宅ローン借入金残高相当額
8. 保 険 料	不要 注. 住宅ローンの融資利率は、年 0.3% 上乗せとなります
9. そ の 他	・一部お取扱い対象外の商品がございます ・セットした場合のお取扱いや金利については、ローン窓口でお問い合わせください。